

行政視察報告書

平成24年12月17日

委員会名	総務常任委員会		
参加者	委員長	小松久信	
	副委員長	田中利恵子	
	委員	大川裕 木村正彦 井原義雄	植田理都子 神永四郎
期間	平成24年10月22日(月)～24日(水)		
視察地、 調査項目 及び概要	北海道 滝川市	<p>1 バイオマスタウン構想による取り組みについて</p> <p>滝川市では、平成14年のダイオキシン類に対する規制強化に伴い、近隣の芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町の2市2町とともに、一般廃棄物の広域処理事業を開始することにした。その中で、生ごみについては、バイオマス化処理による方法を採用した。この背景は、市域の約半分が農地であることが挙げられ、ごみを資源として再利用するとともにエネルギーを有効利用する理念に基づいている。</p> <p>この事業推進のため、平成15年に竣工した「中空知衛生施設組合リサイクリン」は、メタン発酵施設において、家庭や事務所から集められた生ごみをメタン発酵し、バイオガスを発生させて、発電やボイラーに利用するとともに、発生させた電気は場内の各施設で利用し、余剰分は電力会社に売り、発酵残渣は脱水・乾燥後に堆肥として利用している。</p> <p>同施設は、地上2階、地下1階建て、敷地面積は約3万平方メートル、用地は滝川市からの借地で、総事業費は約33億円（内訳：国庫補助金約7億円、起債約24億円、一般財源約2億円）である。</p> <p>この生ごみバイオマス化事業のスタートを契機として、平成16年に環境基本条例を制定、平成18年にバイオマスタウン構想を掲げ、菜種油のBDF化利用実証実験を開始した。平成19年には民間主体の豚生産事業での家畜ふん堆肥化事業を同構想に位置づけサポートするとともに、使用済み食用油燃料化推進事業を開始するなど、同構想に基づく資源循環に努めた各種取り組みを展開している。</p> <p>また、バイオマス化事業の推進に伴い、ごみ処理手数料の徴収方法を定額制から従量制に変更した。さらに、ごみ分別の種類を3種類から7種類に拡充するなど、ごみ処理体制の改革も併せて行った結果、年間ごみ排出量は、2万7,000トンから1万7,000トンに減少、リサイクル率は、6.1パーセントから18.5パーセントに上昇、年間埋立処分量は、1万2,000トンから3,000トンに減少するなど、循環型社会を目指した取り組みが効果を生んでいる。</p>	
	北海道 富良野市	<p>1 ごみ減量化及びリサイクルシステムの構築について</p> <p>富良野市では、「燃やさない、埋めない」を基本理念とした、ごみの14種分別を平成13年10月から実施している。富良野方式と言われるごみリサイクルシステムの大きな特徴は、生ごみを堆肥化して地域の農地で利用していることと、生ごみを除く燃せるごみを破碎し固めて固形燃料にしていることである。</p> <p>また、14種類のごみのうち、7種類を市単独で処理し、残りの7種類のごみの処理については、富良野市を含む1市3町1村にそれぞれ施</p>	

設を配置し、効率的に広域処理している。

ごみの出し方については、自治会管理で地域に設置されたごみステーションに出す方式を採用している。また、ごみの種類によってごみ袋を使い分けており、生ごみのごみ袋については、生ごみと一緒に自然分解されるトウモロコシの成分から作った袋を採用するなど、堆肥の品質確保に努めている。なお、生ごみから作られた堆肥は、当初無償配布するなどPRに努めた結果、現在では予約一杯の状況で市民、農業者に大変好評を得ている。また、ごみ袋は有料だが、袋の実費のみで、ごみ処理手数料は徴収していない。

ごみ処理に係る経費は、平成22年度実績で人件費を含み約4億2,000万円で、リサイクルに伴う有価物や固形燃料売却等で約1,000万円の収入があった。

ごみ減量化及びリサイクルシステムの中で、最も力を入れている点はごみ分別の徹底である。行政では、ごみ分別説明会などの開催による普及啓発活動や警告シールのはり付けによる分別不適ごみの再分別指導などを継続的に実施している。また、自治会を始めとする地域の方が、ごみステーションの管理や分別不適ごみの検証に精力的に取り組んでいる。

この結果、事業を開始した10年前と比較し、平成23年度実績において、ごみの年間搬入量は約1,500トン減の7,375.2トン、資源化率は約20%増の89.4%、焼却率は約27%減の7.3%となり、ごみの減量化及びリサイクル率の向上が図られ、大きな効果を生んでいる。

1 災害弱者緊急通報システム事業について

旭川市では、一人暮らしの65歳以上の方で、身体虚弱の方などを対象に緊急通報システム（ホットライン119）装置を設置している。このシステムは、自宅で急病や火災、ガス漏れなどの緊急事態が発生した際、押しボタン付きの緊急通報装置や無線発信機、火災センサー等により、消防防災指令センターへ自動通報し、救急車や消防車を速やかに出動させるシステムで、平成2年度から消防本部が所管で実施している。

利用に当たっては、市から機器の貸与を受けられる特定利用者と通報機器を自費で設置する一般利用者があり、それぞれに助成制度を設けている。また、設置実績数は、平成24年4月1日現在、5,280世帯で中核市・政令指定都市の中で一番多い。

この制度は、当初要綱により運営していたが、手続きのオープン化、受益者負担制度の導入、通報機器の計画的な増設、郊外世帯への設置拡充を目的に、平成23年4月に旭川市緊急通報システム事業の実施に関する条例を制定した。なお、事業費は、平成24年度予算額で約1億円となっており、消防費に占める割合も高くなっている。

さらに、在宅高齢者の住宅防火対策として、消防職員・消防団員・婦人防火クラブによる戸別訪問も実施している。なお、防火指導だけでなく、世帯の状況等の調査も実施し、得られた情報を消防防災指令センターに蓄積させ有事の際に活用している。また、福祉関係部局との連携も図るなど、高齢者の住宅防火対策に取り組んでいる。

課題としては、個人情報保護制度の関係から、高齢者の情報を消防本部と福祉関係部局で共有できないことや、このシステムが固定電話回線しか対応できないため、費用がかさむことである。

本事業の実施以来、この緊急通報装置の設置世帯での火災による死亡例はなく、同事業は、高齢者の防火対策に大きく寄与している。

北海道
旭川市